

2005年10月14日

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
電話 03 - 3880 - 5856  
FAX . 03 - 3880 - 5603  
足立区役所 区民課地域活動支援係  
パブリックコメント担当 御中

〒 -  
東京都足立区  
自宅電話 - -  
(家庭の事情により、つながりにくい)  
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)  
半沢一宣(はんざわ・かずのり)

「足立区まちをきれいにする条例」改正についての意見  
- 路上喫煙などの禁止に賛成します -

意見の趣旨

私は、このたびパブリックコメントの対象とされた、標記条例の改正が検討されている件に関連して、違反者への過料徴収を伴う路上喫煙等の禁止を本件条例改正により実施することに、賛成の意見表明を行うものであります。

意見の理由

私は、1982年と1999年の2回、東武鉄道伊勢崎線を利用中に、電車内での迷惑喫煙を止めるよう注意した相手から、腹いせの暴力行為を受けた経験がある者です。

私はいずれのときも、東武鉄道に被害届を出しました。その際に私は、「鉄道という公共施設内の秩序と治安を保持するべき立場にある、施設管理者としての鉄道事業者が、自らが管理・運営する鉄道施設内において、喫煙その他の迷惑行為が後を絶たずにいる事実を認識していながら、これに見て見ぬふりをし無策を決め込んでいることが、迷惑行為ひいてはそれに起因する暴力事件などのトラブルを、繰り返し誘発し続けている根本原因ではないのか」

と指摘し、鉄道施設内での迷惑喫煙を鉄道営業法第34条1号と同第42条2号に基づき法的に取り締まることで暴力事件の再発防止を図るよう、東武鉄道に申し入れました。

しかし、これに対する東武鉄道の回答は、2回とも「お客様へのマナーの呼びかけを強化することによって問題解決に努める」(要旨)というものでした。

しかし現実には、東武鉄道においても以前からポスターの掲出や放送などによる「マナーの呼びかけ」が続けられていたにもかかわらず、そうした中で2回の暴力事件が発生したわけです。

私は、東武鉄道が主張するように「マナーの呼びかけだけでも迷惑行為をなくすことができる」と仮定した場合、この矛盾をどう考えればよいのか、またこの矛盾が東武鉄道自身の「マナーの呼びかけ」の努力が足りないためだとしたら、一体どのくらいまで「マナ

一の呼びかけ」を強化すれば迷惑行為を根絶できるのかについて、東武鉄道に説明を求めました。しかし、この疑問点に対する東武鉄道からの説明はありませんでした。（以上の事実経過についての詳細は、足立区立中央図書館に寄贈済みの資料集『東武鉄道のたばこ問題』『東武鉄道のたばこ問題2003 - 2004』を御参照願います。）

ちなみに私は、今年3月に当地の踏切惨事を引き起こした安全管理体制上の疑問点を質すため、3回にわたり東武鉄道に差し出した公開質問状（内容証明郵便）の中で、上記の暴力事件の問題に対して未だ謝罪も説明もなされていない問題にも言及し、改めて謝罪と説明を催促しました。しかし、東武鉄道はそれでもなお「迷惑行為はお客様のマナーの問題、その取締りは警察の仕事」という従来からの主張を繰り返すだけで、鉄道の秩序と治安を守るべき施設管理者としての責任の放棄を正当化し続けたまま、今日に至っています。

この一連の経過は、喫煙者の中には少数とはいえ、自らの迷惑行為を暴力によって正当化する者も現に存在するという事実と、罰則を伴わない「マナーの呼びかけ」だけでは迷惑行為を根絶させることが不可能である、すなわち「悪いこと（迷惑喫煙）を止めない者には痛い目（罰則）に遭わせないとわからない」ことを、共に事実をもって証明したものであると言えます。

したがって、鉄道施設内に限らない公共空間において、喫煙その他の迷惑行為を発端とする暴力被害の再発を未然に防止するためには、根本原因である迷惑行為（喫煙）を罰則によって取り締まることが、必要不可欠であることは明白です。

この種の議論になると、必ず一部の喫煙者から「喫煙権の侵害だ」とのような反論が出されます。しかし、非喫煙者も当初は喫煙者のマナーすなわち良識を信頼していたにもかかわらず、時には暴力を伴う形で信頼を裏切られることを繰り返してきたのは、他ならない喫煙者自身なので、喫煙者全体が連帯責任を問われて当然であると、私は考えます。

なお、非喫煙者に受動喫煙や暴力行為その他様々な被害をもたらしてきた根本原因は、「たばこ」という製品が製造・販売され続けてきたことそれ自体にあるとも言えます。したがって、区民を理不尽な被害から守るために迷惑喫煙者を取り締まらざるを得なくなった以上、取締りを行わなければならないことによって生じる負担については、製造者責任の考え方により、日本たばこ産業株式会社その他のたばこメーカーに請求することも、検討に値すると考えられることを、付記いたします。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693 - 61 - 62987 - 5号

平成17（2005）年10月14日 足立郵便局にて配達完了